

都市緑地法等の一部改正について ～都市と緑・農が共生するまちづくり～

◎ 法改正の3つの柱

(1) 都市公園の再生・活性化（都市公園法）

- ア 全国的な待機児童対策等を推進する観点から
 - 都市公園における**保育所、社会福祉施設の設置許可**
- イ 民間の優良投資による利用者サービス向上の観点から
 - カフェ、レストラン等（収益施設）の設置許可**
 - 収益施設の設置管理を行う民間事業者を公募選定する制度の創設**
 - 事業者へのインセンティブとして**有効期間を10年から20年までに延伸**
 - 対象施設の建ぺい率（2%）を条例で緩和**
 - PFI事業に係る設置管理の**許可期限を10年から30年までに延伸**
- ウ 民間アイデアを生かした公園活性化の取り組みの促す観点から
 - 公園の活性化に関する**協議会を法定化**（関係行政機関、学識経験者、観光商工関係団体の他、公園管理者が認める民間団体も可）

(2) 緑地・広場の創出（都市緑地法）

- ア 緑地の定義の見直し
 - 農地を緑地として定義**
- イ 緑の基本計画の記載事項の拡充
 - 都市公園ごとの管理（民間管理）の方針**
 - 生産緑地やそれ以外の都市農地の保全方針**
- ウ 公園不足地域の対策の観点から
 - 市民公開緑地認定制度の創設**
- エ 緑を担う民間の活動を促進する観点から
 - 緑地管理機構制度の見直し**（指定対象にまちづくり会社等が追加）
 - 指定権限を知事から市区町村長に変更**

(3) 都市農地の保全・活用（生産緑地法・都市計画法、建築基準法）

- ア 身近な農地をきめ細かく保全する観点から
 - 生産緑地地区の指定要件である500㎡以上の面積要件を条例で300㎡以上に引き下げ可能**
- イ 農業経営の支援と住民の都市農地に対する理解や満足度を向上する観点から
 - 直売所や農家レストラン等の設置許可**
- ウ 生産緑地の2022年問題への対応の観点から
 - 「特定生産緑地制度」の創設**（農家の意向のもと、生産緑地の買取り申出の時期を10年先送り）
- エ 農地と調和した低層住宅に係る良好な居住環境の保護の観点から
 - 用途地域の一つに**「田園住居地域」を創設**
※12種類となった用途地域の都市計画法の改正（H.4）とは異なり、都市計画変更を義務付けるものではなく、活用メニューが増えたもの

◎ 法改正のスケジュール

- H.29.5.12 公布
- H.29.6.15 一部施行、その他1年以内施行（H30年4月予定）
- H.29年度 一部税制改正（小規模生産緑地の税制措置など）
- H.30年度以降 税制改正（特定生産緑地に係る税制措置）